

## 基幹統計調査の承認の状況

(令和6年6月分)

令和6年7月22日  
総務省政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
港湾調査	国土交通大臣	令和7年1月分の調査から、以下のとおり、調査計画を変更  ○ 調査対象港湾の定期的な見直し 「港湾調査対象港湾基準」に基づき、直近5年間(平成29年～令和3年)の入港実績・貨物取扱実績等を踏まえ、調査対象港湾を変更	R6.6.17
経済産業省企業活動基本調査	経済産業大臣	令和7年に実施する調査から、以下のとおり、調査計画を変更  ① 集計事項の変更 従前から速報のみで公表していた「産業別、売上高経常利益率別企業数」を確報でも公表するほか、集計事項の一部表記を適正化  ② 調査票における説明文の拡充等	R6.6.26

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。